

足利市議会基本条例

足利市議会（以下「議会」という。）は、足利市民（以下「市民」という。）に選ばれた足利市議会議員（以下「議員」という。）で構成する代表機関であり、同じく市民に選ばれた足利市長（以下「市長」という。）とともに市民の意思を代弁する責務を負っている。これら二つの代表機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の議事機関として、二元代表制の一翼を担い市民福祉の向上及び市勢の伸展に努めなければならない。

そのために、議会は、その責務を自覚して、行政に対する監視機能及び立法機能を十分発揮し、最良の意思決定を行うため、地方自治の本旨の実現を使命とし、自治体の自立に対応できる議会へと自ら改革するものである。

さらに、議会は、この自己変革にあたり、市民の多様な意見を把握するため、これまで以上に公平、公正かつ透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、広く情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくよう努めなければならない。

議会は、平成10年から議会改革推進協議会を設置し、以後積極的に議会改革の取組を進めてきたが、これまで以上に不断の努力を積み重ねることにより更なる改革を遂行し、市民から信頼される議会、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指すべく、ここに議会の最高規範としての足利市議会基本条例を制定するものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び委員会等の運営

(議会の運営原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まるよう、分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。
- (5) 足利市議会議長（以下「議長」という。）及び足利市議会副議長（以下「副議長」という。）の選出にあたり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにすること。

(議長の活動原則)

第3条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行い、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

- 2 議長は、議案の審議に用いる資料を市民に提供する等、分かりやすい議会運営を行うものとする。

(議員間の自由な討議中心の運営)

第4条 議会は、言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を促進し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。

(委員会の適切な運営)

第5条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、市政に関する政策立案及び政策提言を活発に行い、議会の閉会中においても、その専門性及び特性を活かした活動を積極的に行うものとする。

2 委員長は、委員会審査にあたって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい運営を行うものとする。

3 委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、足利市議会委員会条例（昭和42年足利市条例第21号）で定めるものとする。

(全員協議会)

第6条 議会は、市政に関する課題等について協議又は調整を行うための場として、議員全員で構成する全員協議会を置く。

2 全員協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(常任委員協議会)

第7条 議会は、各常任委員会の所管事項に関する施策等について、報告及び説明の聴取並びに協議を行うための場として、常任委員会の委員で構成する常任委員協議会を置く。

2 常任委員協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(情報提供、情報公開等)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 本会議その他次に掲げる会議は原則として公開する。

(1) 常任委員会

(2) 議会運営委員会

(3) 特別委員会

(4) 全員協議会

(5) 常任委員協議会

3 前項各号に掲げる会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 議員の責務及び活動

(議員の活動原則)

第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

(1) 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努めること。

(2) 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉向上のため活動すること。

(会派)

第10条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとする。

3 議長及び副議長は、職務の公平性を確保するため会派を離脱しなければならない。

(議員の政治倫理)

第11条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員は、足利市議会議員の政治倫理に関する条例（平成14年足利市条例第41号）を規範とし、遵守しなければならない。

(政務活動費の交付等)

第12条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提案等が確実に実行されるよう、議員個人に対して交付する。

2 政務活動費に関し必要な事項は、足利市政務活動費の交付に関する条例（平成13年足利市条例第4号）に定め、議員はこれを遵守しなければならない。

（議員研修の充実強化）

第13条 議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

第4章 市民と議会の関係

（議会報告会）

第14条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市民に対し議会活動及び市政に関する情報を提供するとともに、市民及び議会が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（専門的事項に係る調査）

第15条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験を有する者等による議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、討議に反映させるよう努めるものとする。

（公聴会等の活用）

第16条 議会は、法第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人招致の制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、委員会について準用する。

（意見の聴取等）

第17条 議会は、請願又は陳情があったときは適切かつ誠実にこれを審議等するものとし、必要があると認めるときは、請願又は陳情を行ったもの（団体である場合はその代表者）から意見を聴取するものと

する。

(議決状況等の公表)

第18条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、定例会及び臨時会ごとに、議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

第5章 市長等と議会及び議員の関係

(一問一答)

第20条 本会議、委員会その他会議（以下「本会議等」という。）における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(反問権)

第21条 市長等は、本会議等における質疑応答において、質問又は質疑（次項において「質問等」という。）の内容が明らかでないときは、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

2 前項の場合において、反問とは、質問等の趣旨及び内容を確認するための発言をいう。

(文書質問)

第22条 議員は、政策、施策等をより深く理解するために、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対して文書により質問することができる。この場合において、市長等は、文書により回答を行うものとする。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第23条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等(以下この条において「政策等」という。)について、議会審議における論点を明確にするため、市長等に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (5) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (6) 関係法令及び条例等
- (7) 政策等の実施に係る財源措置
- (8) 将来にわたる効果及び費用

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第24条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成し、説明するよう求めることができる。

第6章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第25条 法第91条第1項の規定に基づく議会の議員の定数(以下この条において「議員定数」という。)は、議会制民主主義における重要な要素であることに照らし、市民の意見が市政に十分に反映され、住民自治を実現することができる数とする。

2 議会は、議員定数の改定に当たっては、十分な審議時間を確保し、議会改革の本旨を踏まえた、市政の現状、将来の予測等を考慮し、市民の意見を尊重した上で、検討するものとする。

3 議員定数は、足利市議会議員定数条例（平成14年足利市条例第32号）で定めるものとする。

（議員報酬）

第26条 議会は、議員報酬の額の改定を行うに当たっては、足利市特別職報酬等審議会条例（昭和39年足利市条例第53号）第2条に規定する足利市特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

2 議員報酬は、特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第14号）で定めるところによる。

第7章 議会の補助的機構等

（議会図書室）

第27条 議会は、議員の政策立案能力等の向上及び調査研究の推進のため、法第100条第19項の規定により附置する議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の運営に関し必要な事項は、足利市議会図書室規程（昭和27年5月10日公布）で定めるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第28条 議会は、議員の政策立案等の能力向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第8章 最高規範性及び検証

（最高規範性）

第29条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

（達成状況の検証）

第30条 議会は、一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかについて、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。